

※掲載している内容は、変更となる場合があります。最新の情報は、市ホームページまたは、各お問い合わせ先でご確認ください。



1 子育て世帯への臨時特別給付金（上乘せ分）

- 対象者 令和2年4月分の児童手当受給者（特例給付の方を除く）
- 給付金額 対象児童1人につき1万円
- 申請方法 申請手続き不要。国の制度である「子育て世帯への臨時特別給付金」（1万円）に上乘せして6月下旬以降、順次支給

2 子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付対象者）

- 対象者 令和2年4月分の児童手当受給者のうち特例給付の方
- 給付金額 対象児童1人につき2万円
- 申請方法 申請手続き不要。7月中旬以降、順次支給

3 児童扶養手当受給者への臨時特別給付金

- 対象者 令和2年4月分の児童扶養手当受給者
 - 給付金額 対象児童1人につき1万円
 - 申請方法 申請手続き不要。6月上旬に支給済
- 【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905

4 心身障害児福祉年金受給者への臨時特別給付金

- 対象者 令和2年4月30日において、心身障害児福祉年金の受給資格を有する方
 - 給付金額 対象児童1人につき1万円
 - 申請方法 申請手続き不要。6月中旬に支給済
- 【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9903

5 若者等応援給付金

- 対象者 ①平成14年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた若者
②令和2年4月1日から令和3年3月31日までに生まれた子ども
 - 給付金額 対象者1人につき2万円
 - 申請方法 対象者には別途お知らせします。7月下旬以降、順次支給
- 【問】政策課 ☎(087)894-1112・6371

6 事業継続支援緊急給付金

- 対象者 市内に事業所等を有し令和2年1月から7月までの任意で選択した月の1か月の売上額が、前年同月比で30%以上減少している者。ただし、当該月の減少額が10万円以上に限る
 - 給付金額 1事業者当たり20万円
 - 申請期間 令和2年5月21日(木)～9月30日(水) 当日消印有効
 - 申請方法 郵送での申請をお願いします。
※封筒に「給付金申請書」在中と記載してください。
(申請先) 〒769-2195 さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所 商工観光課 宛て
- 【問】商工観光課 ☎(087)894-1114

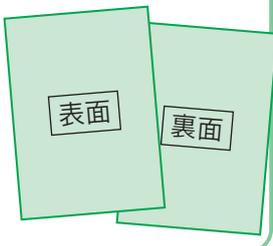
10万円 特別定額給付金

郵送申請はじまりました

【申請期限】令和2年8月31日(月)

1 「特別定額給付金申請書」に必要事項を記入

- 申請書は住民基本台帳に記録されている世帯主あてに5月下旬に郵送しています。申請書がお手元にない場合は再発行できますので、お問い合わせください。



2 申請内容を確認するための書類を添付

- ①「本人確認書類」の写し(コピー)
【例】運転免許証、健康保険証、年金手帳 など
- ②「振込先口座確認書類」の写し(コピー)
【例】通帳(見開き部分)、キャッシュカード など



3 返信用封筒に入れて郵便ポストに投函

給付金の振込日が決まりましたら、さぬき市から郵便でお知らせします。
給付金に関連した詐欺【サギ】に注意してください。

【問】政策課 特別定額給付金係 ☎(087)894-5780